








## 令和6年度大村駐屯地で使用する電気

件名	令和6年度大村駐屯地で使用する電気						
名称	表紙						
作成日	令和5年12月 8 日						
業務隊長	管理科長	営繕班長	企 画	管 財	施設管理専門官	電気係	作成者
						/	
所 属	大村駐屯地業務隊管理科営繕班						

# 仕 様 書

1 件 名 令和6年度大村駐屯地で使用する電気

## 2 概 要

- (1) 需要場所 陸上自衛隊大村駐屯地  
長崎県大村市西乾馬場町416
- (2) 業種(用途) 官公署 (国家事務)

## 3 仕 様

### (1) 供給電気方式等

ア 供給電気方式	交流3相3線式
イ 供給電圧(標準電圧)	6,600V
ウ 計量電圧(標準電圧)	6,600V
エ 標準周波数	60Hz
オ 受電方式	1回線受電方式
カ 受電設備の総容量	3,275kVA
キ コンデンサの総容量	175kVA

### (2) 契約電力及び予定電力使用量

ア 契約電力	930kW
イ 予定電力使用量	2,955,300kWh (別紙第1を参照)

### (3) 年間電力使用実績

- ア 令和4年度年間使用電力実績表(別表第1を参照)
- イ 令和5年度年間使用電力実績表(別表第2を参照)

### (4) 供給電気の種類等

「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー電力を供給することとし、その電力は再生エネルギー比率30%以上とすること。

(別紙第2「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の概要を参照)

(RE100の細部については、Going 100% - RE100(<https://there100.org/technical-guidance>)を確認すること)

ただし、再生可能エネルギー電力を供給しない場合はこの限りではない。

### (5) 契約期間

自 令和6年4月1日 0時00分  
至 令和7年3月31日 24時00分

(6) 電力量等の検針

ア 自動検針用伝送端末 有

イ 電力会社の検針方法 遠隔自動検針

ウ 計量器の構成

製造者 九電テクノシステムズ(株)

型式 KP3E6-R形

製造年 2013年製

定格 110V 5A 60Hz

計器定数 1,000pulse/kWs 1,000pulse/kvars

パルス定数 50,000pulse/kWh 2,000pulse/kWh

エ 電力量の検針日は、毎月1日の0時00分とし、検針表及び電力量料金請求書は毎月可能な限り早急に、当事業所にFAX等で報告するものとする。

(7) 需給地点

九州電力(株)の451ウ612号柱から引き込んだ大村駐屯地1号柱の引込線取付点

(8) 電気工作物の財産分界点

需給地点に同じ

(9) 保安上の責任分界点

供給地点に同じ

(10) 対価の支払方法

供給する電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率について確認できる資料を、書面で半期ごと提出するものとする。

(別紙第3 特定電源割当証明書様式例を参照)

ただし、再生可能エネルギー電力を供給しない場合はこの限りではない。

4. その他

(1) 非常用自家発電設備を有している。構成は以下のとおり。

6,600V 300kVA 1台

(2) 力率は契約期間中100%と想定し、フリッカ発生機器等電気の質に影響影響を与えるような負荷設備は特に有していない。

(3) 入札価格の算定にあつては、再生付加価値料金を考慮すること。力率は100%とし燃料調整費及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこと。

- (4) 力率の変動、その他要因による電気料金の調整及び仕様書に定めのないその他の使用条件については、九州地区の一般電気事業者の定める特定規模、需要標準供給条件を基準に双方の話し合いにより決定するものとする。
- (5) その他、この仕様書に定めのない事項については、双方協議の上、決定するものとする。

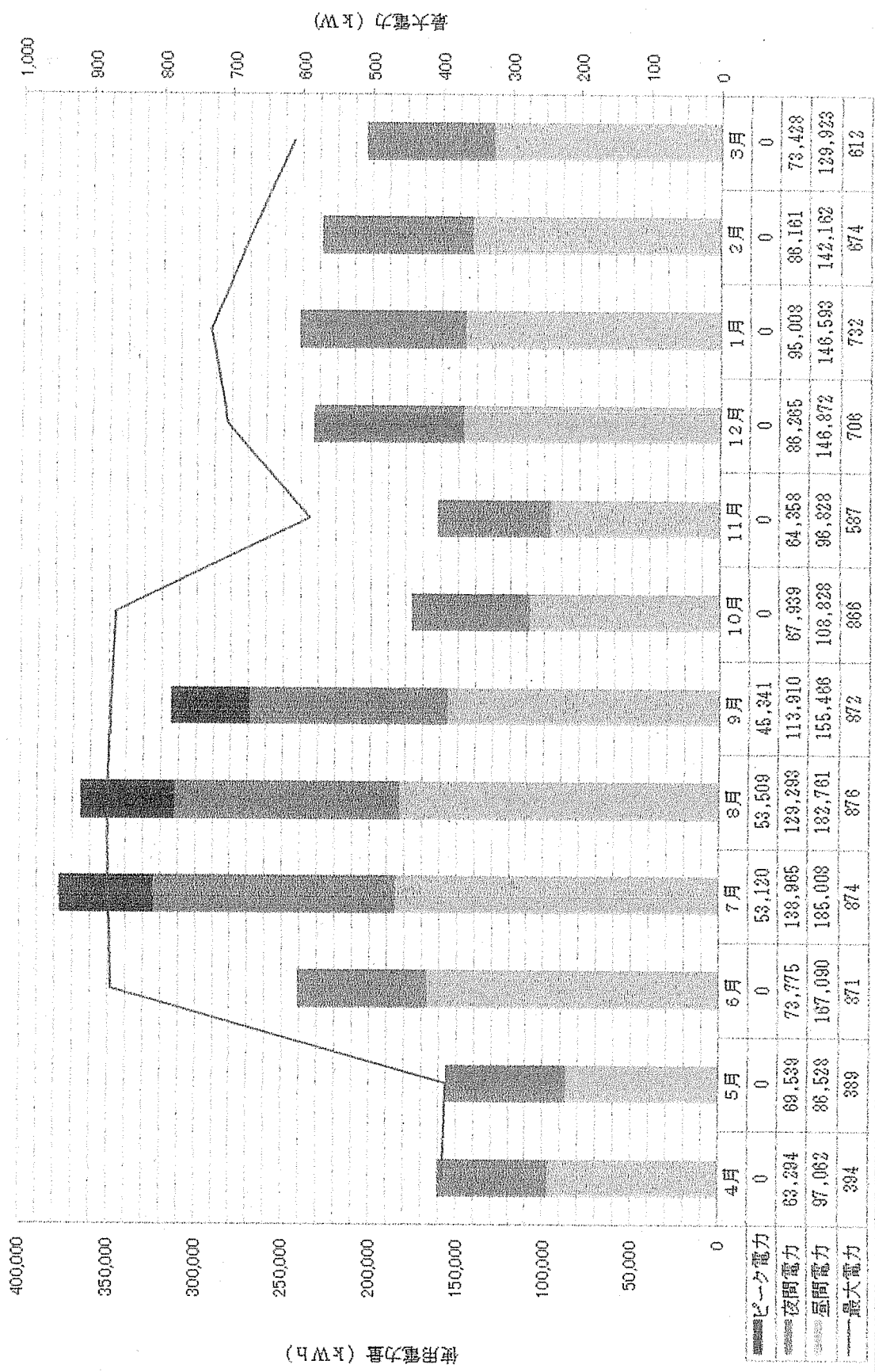
## 令和6年度大村駐屯地月別予定使用電力量

(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

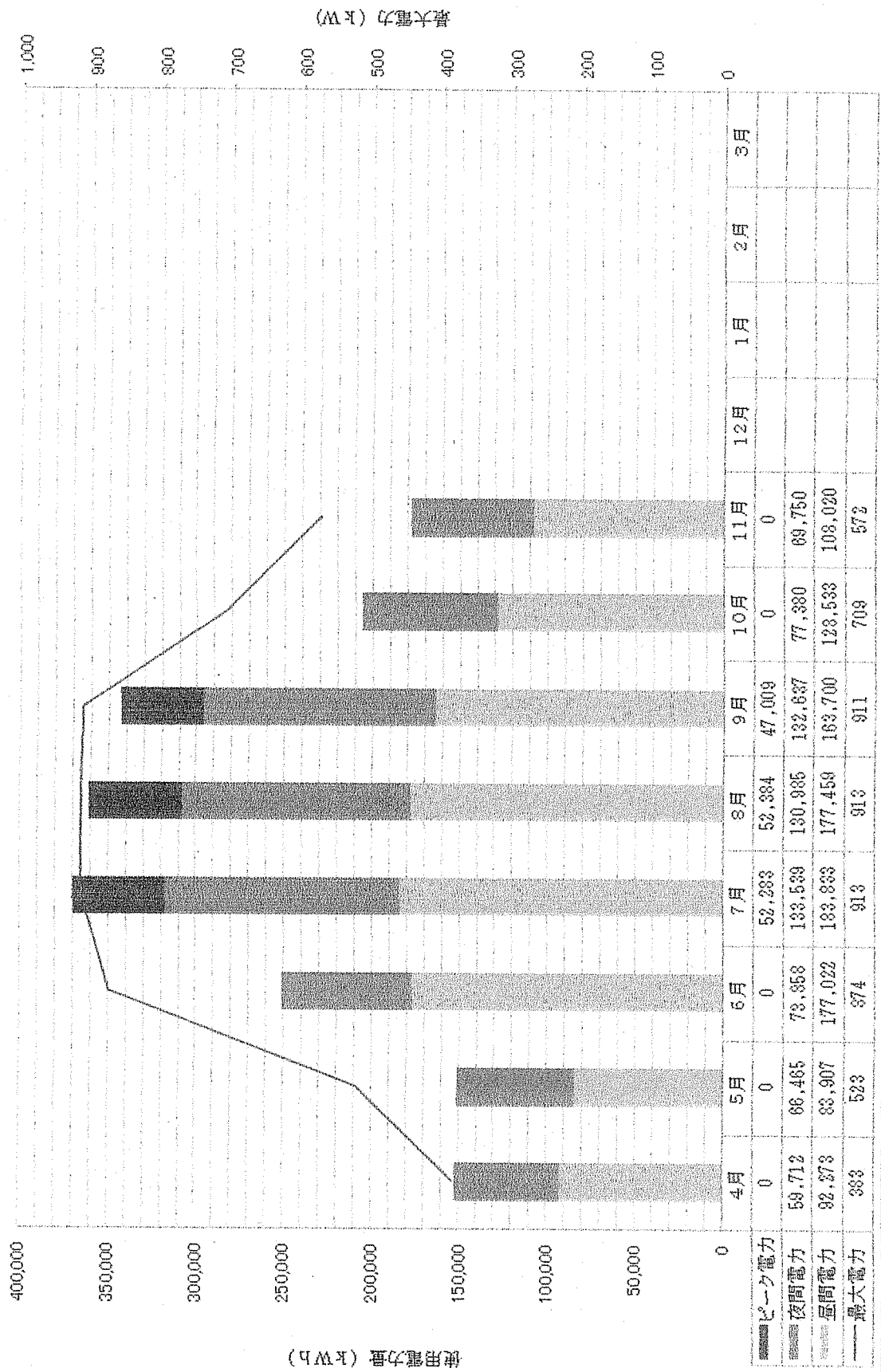
	昼間電力量 (kWh)	夜間電力量 (kWh)	ピーク電力量 (kWh)	使用電力量 (kWh)
4月分	95,400	62,100		157,500
5月分	86,400	69,500		155,900
6月分	177,000	74,000		251,000
7月分	184,000	137,000	53,200	374,200
8月分	179,900	134,200	52,700	366,800
9月分	164,000	137,000	47,000	348,000
10月分	129,000	80,000		209,000
11月分	108,900	69,700		178,600
12月分	147,000	87,000		234,000
1月分	147,000	96,000		243,000
2月分	145,500	86,800		232,300
3月分	130,000	75,000		205,000
合計	1,694,100	1,108,300	152,900	2,955,300

- ・昼間電力量…毎日8時から10時までの時間で使用する電力量。  
ただし、ピーク時間及び以下の「休日等」に定める日の該当する時間で使用する電力量を除く。
- ・夜間電力量…ピーク電力量及び昼間電力量以外の時間で使用する電力量
- ・ピーク電力量…夏季（7月1日～9月30日までの期間）の毎日13時から16時までの時間で使用する電力量。  
ただし、以下の「休日等」に定める日の該当する時間で使用する電力量を除く。
- ・休日等…日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日

令和4年度年間使用電力実績表



令和5年度年間使用電力実績表



## 「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の概要

「RE100 TECHNICAL CRITERIA<sup>(※)</sup>」において、再生可能エネルギー源と認められているのは、以下のものである。

1. バイオマス (バイオガスを含む)
2. 地熱
3. 太陽光
4. 水力
5. 風力

また、RE100における再生可能エネルギー電力の調達方法は、下表のとおり定められている。記載のとおり、電気事業者から購入するほか、自家発電や電力証書の購入等も調達方法として認められている。なお、調達する再生可能エネルギー電力（電力証書を含む。）に付随する環境価値については、重複利用がなく、調達者単独の利用であると主張できることが必要となる。そのため、調達者は、電源情報とともに調達者へ環境価値を移転したこと及び第三者へ移転しないことの証明を電気事業者から得る必要がある。

表 RE100における再生可能エネルギー電力の調達方法

自家発電
1. 企業が保有する発電設備による発電
購入電力
2. 企業の敷地内に供給者が設置した設備から購入
3. 企業の敷地外に設置した発電設備から専用線を経由して直接購入
4. 企業の敷地外にある系統に接続した発電設備から直接購入
5. 供給者（電気事業者）との契約（グリーン電力メニュー）
6. 環境価値を切り離した電力証書の購入

資料：RE100 TECHNICAL CRITERIA を基に作成

※<https://www.there100.org/sites/re100/files/2021-08/RE100%20Technical%20Criteria%20Aug%202021.pdf>



